

議第14号議案

子ども医療費助成制度を国の責任で行うことを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成30年6月19日提出

提出者	新座市議会議員	辻	実樹
賛成者	〃	亀田	博子
	〃	塩田	和久
	〃	平松	大佑
	〃	高邑	朋矢
	〃	笠原	進

提 案 理 由

子ども医療費助成制度を国の責任で行うことを求めるため、この案を提出する。

子ども医療費助成制度を国の責任で行うことを求める意見書

我が国は、少子化が大きな社会問題になっています。若い世代が安心して結婚・子育てできる環境の整備に向けて、子育て負担の大胆な軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らないと、人口減少に歯止めをかけることはできません。

また、憲法第25条は、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すること、国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上と増進に努めなければならないとうたっています。国と社会の責任で、子どもたち一人一人を大切にし、未来に希望を持ち、生きていける社会の仕組みを作ることが、今緊急に求められています。

疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする子ども医療費助成制度は、子育て世代の強い要望であり、これまでは自治体独自の努力で実施されてきました。埼玉県内では全ての市町村が中学卒業までの医療費無料化を実施し、高校卒業まで実施する自治体も8市9町村に及んでいます（2018年4月1日現在）。

しかし、厳しい地方財政の中で子ども医療費無料化を維持・拡充することは、どの市町村にとっても大きな財政負担となっています。子ども医療費無料化制度を国の制度として実施することによって、地方自治体は安心して制度を維持・拡充することが可能になります。

よって、国においては下記の施策を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 子ども医療費の無料化を国の制度として実施すること。
- 2 子ども医療費無料化を実施している自治体に対する国保への国庫負担の減額調整のペナルティについて、未就学児については廃止されましたが、就学児についても同様に廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年6月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様